

平成17年1月17日
経済産業省

内閣総理大臣表彰「ものづくり日本大賞」に係る 受賞候補者の公募について

本日1月17日から、内閣総理大臣表彰「ものづくり日本大賞」について、受賞候補者の公募を開始します（募集期間：平成17年1月17日～3月11日）。公募後は、全国9ブロックに設置する選考分科会による1次審査、選考有識者会議による2次審査を経て受賞者を選定し、本年8月に第1回表彰式を行う予定です。

内閣総理大臣表彰「ものづくり日本大賞」では、下記の（1）～（3）の3分野を対象として、特に優れた成果をなした人材を表彰します（表彰制度の概要は別添1を参照）。

表彰の対象となる3分野のうち、「**（1）産業・社会を支えるものづくり**」の**建設業以外の業種については、本日1月17日から受賞候補者の公募を行います（募集期間：平成17年3月11日まで）**。

（「（1）産業・社会を支えるものづくり」のうち建設業に係るもの、「（2）文化を支えるものづくり」及び「（3）ものづくりを支える高度な技能」については候補者の公募を行いません。これらは既存の各種大臣表彰制度の受賞者等の中から選考を行います。）

1. 表彰の対象分野

（1）産業・社会を支えるものづくり（**募集の対象です**）

製造・生産プロセス

生産技術の抜本的効率化など、製造・生産工程において画期的なシステムや手法の開発・導入によって生産革命を実現させた個人もしくはグループを表彰します。

製品・技術開発

高度な技術的課題を克服し、従来にない画期的な製品・部品や生産技術の開発・実用化を実現させた個人もしくはグループを表彰します。

伝統技術の応用

伝統的な技術の工夫や応用によって、革新的・先進的な製品・部品や生産技術の開発・実用化を実現させた個人もしくはグループを表彰します。

募集についての詳細は、以下のホームページ（<http://www.jmf.or.jp/mono/>）に掲載しています。

(2) 文化を支えるものづくり (募集の対象外です)

「文化庁長官表彰」の被表彰者のうち、文化財の保存活用及び芸術文化を支えるものづくりにおいて特に優れた実績を有する個人もしくは団体を表彰します。

(3) ものづくりを支える高度な技能 (募集の対象外です)

ものづくりの現場を支える高度な技能

「卓越した技能者の表彰 (現代の名工)」、「優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)」、「海事関係功労者表彰」の被表彰者のうち、特に優秀であると認められる個人を表彰します。

ものづくりの将来を担う高度な技能

「技能五輪国際大会」の金メダリストを表彰します。

2. 被表彰者の選考方法

各分野について、関係各省庁 (経済産業省、文化庁、厚生労働省、国土交通省) が有識者等で構成される選考委員会等の審査を踏まえて選考します。

(公募を行う「産業・社会を支えるものづくり」分野 (建設業に係るものを除く) の審査を担当する選考有識者会議のメンバーは別添 2 を参照。)

3. 今後のスケジュール (「産業・社会を支えるものづくり」分野)

- ・ 1月17日～3月11日 募集期間
- ・ 募集〆切後～5月末 全国9ブロックに設置する選考分科会による第1次審査
- ・ 6月～7月 選考有識者会議による第2次審査、被表彰者の決定
- ・ 8月 被表彰者の発表、表彰式
(被表彰者の発表、表彰式は3分野合同で実施)

(本発表資料に関するお問い合わせ先)

製造産業局参事官室

担当者：藤本参事官補佐、井汲^{いくみ}企業係長

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線3641～4)

03 - 3501 - 1689 (直通)